

委員会活動報告

6月29日の本会議で付託された議案について、総務委員会（6月30日）、教育厚生委員会（7月4日）、予算審査特別委員会（7月6日）を開き、審査しましたので、その概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案1件を審査しました。

○議第3号議案

島原市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定しようとするもの。

質議

犯罪被害者等基本法の内容が基本になっているとのことだが、ほかに参考としたものがあるのか。



答弁

被害者が作る条例研究会の書籍に市町村における犯罪被害者等基本条例案として解説がある。本市が現段階でできることを考えながら、他市状況や犯罪被害者白書を参考にした。（提出議員答弁）

質議

本市では実例があるのか。

答弁

市民相談センターに相談はあっていないが、被害者支援センターには、昨年島原市在住者から延べ4回相談があっている。（提出議員答弁）

質議

犯罪は範囲が広いと思うが、どの範囲を想定しているのか。

答弁

犯罪にあつた方が支援を申し出なければ発生しない。申し出の最初の段階では、電話相談や面接相談で話を聞き、支援の対象になるかどうか、相談を受けたところが判断する。例えば被害者支援センターが、自治体がやるべき支援にあたるものであれば、市に連絡があり、連携が出来ると思う。最終的には警察において、判断がされると思う。支援金のところで、どういった支援、見舞金を出すのかということも必要になってくるが、その支給基準、犯罪の認定という様な事を警察が行う。（提出議員答弁）

このほか、行政側とのすり合わせ等について質疑がなされ、挙手採決の結果、原案を否決することに決定しました。

市議会からのお知らせ

インターネットで島原市議会会議録と本会議のライブ・録画放送がご覧になれます。

また、市議会の審議内容や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様に広くお知らせするため、市議会ホームページに会議録を公開しております。

ことばや発言者など、さまざまな方法で検索できますので、ご活用ください。

教育厚生委員会

付託された請願1件を審査しました。

○請願第1号
子どもたちの教育環境をつくるための教職員定数改善と学校現場における働き方改革の推進を求める意見書の採択要請についての請願

教職員の長時間労働は正や定数改善など、地方教育行政の実情や、法改正を踏まえた施策の推進を求める内容の意見書を国に提出願いたいというもの。



質議 市役所などの公務員と違って教職員には時間外勤務手当の制度がないが、給与上の措置はどうなっているのか。また、7割から8割の教職員が、過労死ラインである1カ月の時間外労働が80時間とのことだが、どのようにして勤務時間の実態を把握しているのか。

答弁 教職員については、いろいろな形で勤務するため、勤務時間の把握が困難であり、基本給に4%の特別給を加えることで時間外手当はないという形になっている。勤務時間の実態把握については、国、県、民間企業のベネッセなど、いろいろな機関のデータがあるが、請願内容にある連合総合生活開発研究所の調査報告が最も新しいデータであり、教職員の7割から8割が、過労死ラインである1カ月の時間外労働が80時間、また1割が精神疾患に罹患している可能性が高いと報告されている。(紹介議員答弁)

このほか、本市教員の勤務実態等について質疑がなされ、挙手採決の結果、不採択とすることに決定しました。

予算審査特別委員会



付託された議案1件を審査しました。

○第45号議案
平成29年度島原市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ8億3327万4千円を追加し、予算の総額を22億3127万4千円とするもの。

質議 庁舎建設費について、新庁舎を建設する時期と、完成する時期はいつか。

議会だより「音声版・点字版」の御案内

議会の活動状況を市民の皆様にお伝えし、身近に感じていただくため、定例会ごとに年4回「島原市議会だより」を発行し、市内各世帯に配布しています。

また、目の不自由な方向けに、音声版、点字版を、島原声のボランティア「ゆずの会」及び、島原点訳サークル「がんばっ点!」の皆さんのご協力により、それぞれ発行しています。

◇音声版、点字版をご希望の方は、福祉課障害福祉班へお申し出ください。

電話 63-1111 内線 273

答弁

今回、本体工事の予算を上している。議決後、入札等を行い、その後、仮契約の議決をいただいた後、今の予定では、来年の1月に着工し、平成32年の1月から新庁舎での業務開始としている。

質議

入札に関してはどれだけ地元業者を活用できるのか。

答弁

予算を提案している段階なので、詳細については煮詰めていないが、基本的な方針として地元でできるものは地元でやろうということを常々言っている。

質議

農業振興費の強い農業づくり交付金の事業内容は。

答弁

担い手農業者が組織する任意組合が、国の補助事業を活用し、園芸用施設及び付帯設備を設置する事業である。園芸用施設は、硬質フィルムという固いフィルムで張ったハウスである。補助率は国が補助対象事業費の2分の1相当額、県が10%、市が10%となり、残りの30%相当額は事業主体が負担する。

質議

民生費の地域振興基金積立金について、基金の残高と、どのような事業に対して活用されているのか。

答弁

基金残高は平成29年4月1日現在で7億7679万805円となっている。基金条例の第1条では、「地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るため」と規定しており、障がいのある方やボランティアの活動などに基金の一部を活用している。

質議

教育費のコミュニティセンター建設事業補助金について、自治公民館の建設には、今回は宝くじ助成事業を活用されているが、ほかにも宝くじ助成事業はないのか。また、宝くじ助成事業は、改修でも対象となるのか。

答弁

市も自治公民館を新築等する場合に、補助金制度を設けて



新庁舎のイメージ図

いるが、要綱で補助金の限度額を300万円としている。また、限度額を、国、県又はその他公共的団体からの補助を受ける場合はその額を含めた額とする、と定めており、今回は市の補助は行わない。宝くじ助成事業は新築と大規模改修が対象となる。

このほか、合併特例債の残高や活用できる期限等についての質疑や現在、国や県と協議中の起債について、庁舎建設の財源に有利な起債となるようなので、財源に充てられるよう努力してもらいたいとの要望がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

平成29年4月臨時会

平成29年4月臨時会が4月19日に招集され、1日間の会期で開きました。

提出された議案は、島原市税条例の一部を改正する条例、島原市都市計画税条例の一部を改正する条例、島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、過疎地域自立促進特別措置法による島原市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例で、委員会付託を省略し、いずれも原案どおり可決しました。